

# 福岡県感染拡大防止協力金

時短営業にご協力頂く飲食店等事業者の皆様へ、福岡県として支援を行います。

2021年1月  
Vol.110号



福岡県議会議員

原中 まさし

〒810-0044福岡市中央区

六本松3-11-33-102

Tel : 092-406-9390

mail : info@haranaka.jp

福岡県による要請に応じて、**2021年1月16日から2月7日までの全ての期間に**、営業時間短縮を行った下記の要請対象施設を運営する事業者の皆様には「福岡県感染拡大防止協力金」を給付します。

**※やむを得ない理由により1月16日から要請に応じられなかった場合は、1月18日までに要請に応じた方が対象になります。**

## 福岡県からの要請

区 域	福岡県内全域
要請対象施設	<p>○飲食店、喫茶店 ※宅配、テイクアウトサービスを除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は含む。</p> <p>○遊興施設のうち食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。</p>
要請期間	2021年1月16日(土)0時から2月7日(日)24時まで
要請内容	<p>○営業時間を5時から20時までの間とすること ※もともとの営業時間が5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外</p> <p>○酒類提供時間を11時から19時までとすること</p>

## 給付額

1店舗あたり最大138万円(1日あたり6万円×23日)

※1月18日までに要請に応じ、2月7日までの全ての期間に要請に応じた場合、日割りで給付します。

## 申請受付期間

2021年2月8日(月)～3月7日(日)

## 申請方法

電子申請または郵送申請(予定)

※申請方法の詳細は決まり次第、県のホームページ等でお知らせします。